

## 十日町市総合評価方式試行要領の運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、十日町市総合評価方式試行要領（平成20年十日町市訓令第2号。以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、十日町市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事の選定の目安)

第2条 総合評価方式による工事は、試行要領第5条第1項の基準と併せ、土木一式工事あるいは建築一式工事の場合は、簡易型及び標準型又は高度技術提案型について、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

(1) 簡易型

ア 簡易(実績)型 概ね5千万円未満の工事

イ 簡易(提案)型 概ね5千万円以上の工事

(2) 標準型又は高度技術提案型 概ね1億円以上の工事

(加算点、評価項目及び評価基準)

第3条 加算点の上限は、簡易型は14点、標準型又は高度技術提案型は24点を標準とするものとする。

2 加算点を算定する評価項目及び評価基準については次によるものとする。

(1) 簡易(実績)型を適用する工事は別表1

(2) 簡易(提案)型を適用する工事は別表2

(3) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事は別表3

3 市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の難易度や重要度等に応じて変更できるものとする。

(入札参加希望者に提出を求める資料の様式)

第4条 入札参加希望者等に提出を求める資料の様式は、次によるものとする。

(1) 企業の技術力・地域性確認資料（様式第1号）

(2) 配置予定技術者の能力確認資料（様式第2号）

(3) 簡易な施工計画（様式第3号）

(4) 技術提案書（様式第4号）

2 入札参加希望者等に提出を求める資料の様式は、総合評価方式の型式に応じて次のとおりとする。

(1) 簡易(実績)型 様式第1号、様式第2号

(2) 簡易(提案)型 様式第1号、様式第2号、様式第3号

(3) 標準型又は高度技術提案型 様式第1号、様式第2号、様式第4号

(技術資料及び技術提案の評価方法)

第5条 技術資料及び技術提案を評価する者は、原則として、工事を主管する課長、課長補佐、担当係長の3者(以下「評価者」という。)とする。

2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、評価の平均をもって評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。

3 前項以外の評価については、評価者のうちいずれか1者が行い、各評価項目の評点を算定(小数点以下第3位四捨五入2位止)するものとする。ただし、本項の評価は、前項の評価の後に行うものとする。

4 配置予定技術者が複数の場合、配置予定技術者に係る評点は、最も低い評価となる者の評点をもって充てるものとする。

(落札者決定の際の評価値)

第6条 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数(100万)を乗じた値(小数点以下第4位四捨五入3位止)を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned} \text{落札者決定の際の評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札金額} \times \text{定数} \end{aligned}$$

(評価経過等の記録様式)

第7条 評価の経過等は、「総合評価方式に関する評価調書(第5号様式)」により明らかにしておくものとする。

(技術提案等に係る設計変更)

第8条 簡易(提案)型における簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

(技術提案等の履行確認方法)

第9条 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が日々の現場監督業務のなかで行うものとする。

2 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

3 前項の報告を受けた評価者は、速やかに現場の確認等を行い、処理方針の検討を行うものとする。

(技術提案等の担保の算定)

第10条 簡易な施工計画及び技術提案の内容が満足できない場合の措置は、簡易(提案)型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 簡易(提案)型を適用する工事にあつては、簡易な施工計画に記載された

内容が受注者の責により満足できない場合は、これに係る評点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

$\alpha$  : 当初の加算点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の「文書注意」相当点数

(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事にあつては、性能等に係わる技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

ア 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

$\alpha$  : 当初の加算点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の「文書注意」相当点数

イ 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

$C$  : 当初の契約金額 (円)

$C'$  : 達成度合いに応じた違約金 (円)

$\alpha$  : 当初の加算点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

附 則

この基準は、平成20年1月18日から施行する。